

香芝市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和5年2月24日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 中山 武彦

第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査

第3 監査の対象

健康部（保険料収納課）

第4 監査の実施期間

令和4年11月28日から令和4年12月26日まで

第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

第6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

第7 監査の結果

監査した結果、一部に留意を要する事項が見受けられた。以下、要望を述べる。なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善を要望した。

1 要望事項

- (1) 国民健康保険料等の収納について、その納付方法の1つとして口座振替による方法があり、その口座振替手続きを簡略化するため、ペイジー口座振替受付サー

ビスが導入されていた。

ペイジー口座振替受付サービスは、市民に対する納付の利便性向上が期待されるものであり、今後も当サービスを周知し、保険料の収納率向上に努められたい。

なお、当サービスの実施にあたり、口座振替受付サービス契約が締結されていたが、契約書上、どのようなサービスの提供を受けるものであるのかが具体的に明記されていなかった。については、提供されるサービス内容を具体的に記載した仕様書等を作成するなど、契約内容に齟齬が生じないよう配慮されたい。